

## 保健税率の新旧対照表

### 【医療給付分】

	旧 (13年度)	新 (14年度)
所得割	5.9%	→ 5.8%
資産割	56.0%	→ 60.0%
人数割	16,000円	→ 20,000円
世帯割	30,000円	→ 43,400円
限度額	530,000円	(変更なし)

### 【介護保険分】 第2号被保険者 (40歳以上～64歳以下の方)

	旧 (13年度)	新 (14年度)
所得割	0.62%	→ 0.85%
資産割	7.50%	→ 10.70%
人数割	3,300円	→ 5,500円
世帯割	5,000円	→ 4,000円
限度額	70,000円	(変更なし)

〔国民健康保険税と一括徴収〕

六月は国民健康保険税の第一期分の納期ですが、国民健康保険税医療給付分、介護保険の負担割合の平準化のため国保税が改定されます。国民健康保険税医療給付分の平準化とは、応能割(所得割と資産割をたしたもの)と応益割(人数割と世帯割をたしたもの)の比率を最終的に、50対50にするものです。現在は、およそ応能割65対、応益割35になっています。今回の改定で、これをおよそ55対45にするものです。

# 国民健康保険税率が 改定されます！



子どもたちの未来のためにも国保税はしっかり納入しましょう

所得割、資産割、人数割、世帯割(注・保険税(税額)の決め方)の合計が一年間に納める税額になります。そのうち、人数割と世帯割の部分が軽減の対象になります。(二割軽減については軽減

## 国保税の軽減制度 二割軽減の方、申請書必要です

すこやかに安心して暮らしていくことは、わたしたちみんなの願いです。しかし、自分や家族が病気にかかったときには多額の医療費が必要に

## 私たちは国保で 安心な医療が受けられます

なります。こんなとき、安心して医療を受けられるように、医療費を負担してくれるのが国民健康保険(国保)です。

## 国民健康保険税の軽減制度

◎軽減は、いずれも所得の申告をしている人が対象になります。  
《世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が、》

「33万円」以下の場合	7割軽減
「33万円を超え、33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主を除く)」以下の場合	5割軽減
「33万円を超え、33万円+35万円×被保険者数」以下の場合	2割軽減

申請書が必要になります。対象者には、国保税の納付書と一緒に郵送します。提出期限は六月二十八日です。役場税務課(☎3512112)までお願いします。

## 保険税(税額)の決め方

その年に予想される医療費の総額を計算し、医療費の中の「保険税」分がまかなえるように、次の項目に割り振って計算します。

- 1 所得割 世帯の前年度の所得に応じて計算します (平成14年度：5.8%)
- 2 資産割 世帯の資産(固定資産)に応じて計算します (平成14年度：60.0%)
- 3 均等割 世帯の加入者数に応じて計算します (平成14年度：1人あたり20,000円)
- 4 平等割 1世帯にいくらと計算します (平成14年度：1世帯あたり43,400円)

**保険税は  
被保険者となった月から!**

保険税を納めるのは、加入の届出をしたときからではありません。届出が遅れた場合、さかのぼって納めることになります。